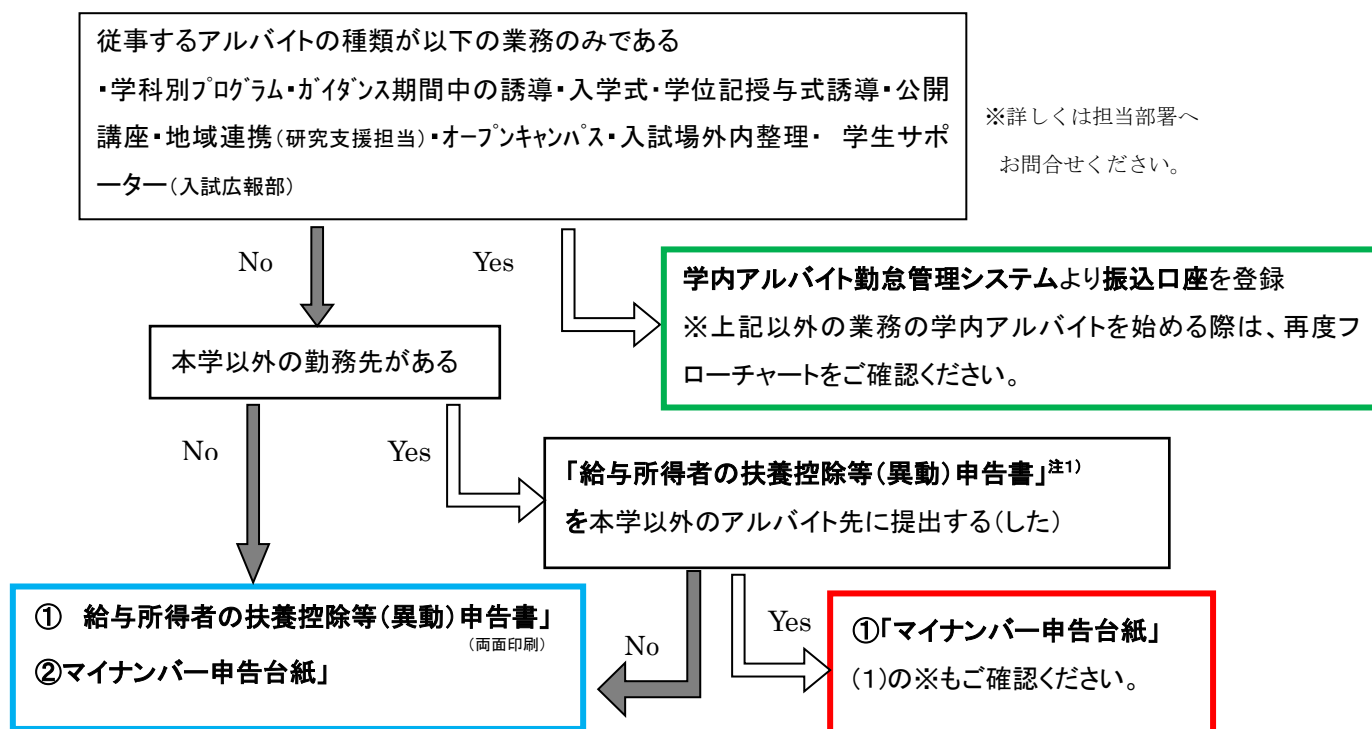


学内アルバイトを始めるとき

学内アルバイトに従事するときは、下記書類の提出が必要です。CIT ポータルの学生資料室の各種申請書・マニュアルより入手することができます。

■提出書類

以下のフローチャートに従って、必要書類の提出、振込口座の登録を行ってください。



注1) 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」とは、給与所得のある者が、税控除を受けるために必要であり、源泉徴収^{注2)}に関わる重要な書類です。この申告書を提出することにより、税区分「甲」となり、ほとんどの場合(約86,000円以下)、税金を控除せず給与をお支払いし、本学で年末調整^{注3)}を行います。

注2) アルバイトの給与は、支給額と手取額が同じではありません。税金を天引きされて残りを受け取ることとなります。このように給与等の支払者が、支払の時に一定の金額を天引きして預かり、これを納付者本人に代わって納付するしくみを源泉徴収といいます。

注3) 給与支払いの際に所得税などの源泉徴収されている額を精算するための手続きが年末調整です。

■提出書類の書き方等

(1) 令和●年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

この申告書は、1つのアルバイト先にしか提出できません。

本学のみがアルバイト先の方・・・必ず本学に提出してください。

本学以外のアルバイト先がある方・・・本年中の収入が多いと見込まれる勤務先に提出してください。本学以外のアルバイト先に提出する(した)場合は、本学への提出は不要です。

※提出がない場合は、所得税が徴収されます。

※当該年分(1～12月)の給与収入が123万円を超えると、扶養者(保護者等)が受けている手当や控除に影響がありますのでご注意ください。

※当該年の翌年1月以降もアルバイトをする方は、翌年分の申告書も提出することとなります。

提出時期になりましたら、CIT ポータルにてお知らせいたします。(例年 11 月)
卒業・修了後の 5 月下旬ごろ、源泉徴収票を発行いたします。税区分「甲」の源泉徴収票を、就職先へ提出すると、その年の年末調整に含めてもらえます。

記入例を参考に記入してください。

氏名欄・・・氏名・フリガナ・生年月日・世帯主氏名及び続柄を記入してください。

個人番号 (マイナンバー) 記入欄・・・記入しないでください。


住所欄・・・住民票のある住所 (郵便番号を含む)を記入してください。

配偶者の有無欄・・・有無をご記入ください。

学生番号欄 (右上)・・・学生番号を記入してください。

記入例

令和 6 年分 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書 学生番号 ××××××

所轄税務署長等	給与の支払者の名称 (氏名)	学校法人 千葉工業大学	(フリガナ)	ユウダイダロウ	あなたの生年月日	0000 年 0 月 0 日	 <p>扶</p> <p>扶養控除等申告書の提出 (提出している場合は、印刷を省いてください。)</p>
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	5 0 4 0 0 5 0 0 2 4 1 3	あなたの氏名	工大太郎	世帯主の氏名	工大一郎	
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	千葉県習志野市津田沼 2-17-1	あなたの個人番号	//////	あなたの職名	父	
			あなたの住所又は居所	千葉県習志野市津田沼 00-00-00	配偶者の有無		

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	令和 6 年中の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者 (注1)						生計を一にする事実		

同居世帯等
 16歳以上20歳未満又は20歳以上24歳

出ることのあるこの申告書の提出と並んで世帯主と世帯員が「は、」で記載することあ

★本学以外のアルバイト先に扶養控除等 (異動) 申告書を提出する (した) 方へ

申告書を本学以外に提出した場合、税区分「乙」となり、本学の収入からは税金が引かれますが、確定申告を行えば税金が戻る場合があります。確定申告の際には、翌年 1 月に本学から発行される源泉徴収票を使用してください。

もし他のアルバイト先を退職した場合は、年の途中でも本学へ申告書を提出しなおすことができます。その際は、退職したアルバイト先から発行される源泉徴収票を本学へ提出してください。12 月に年末調整を行いますので確定申告が不要になります。

卒業・修了後の 5 月下旬ごろ、源泉徴収票を発行いたします。税区分「乙」の源泉徴収票は、年末調整には使用できませんので、確定申告を行ってください。

(2) マイナンバー申告台紙 (アルバイト用)

源泉徴収等を行う際に必要な書類です。申告台紙の記載事項を読み、記入・添付してください。提出時は必ず封筒に入れてください。

※学部生の時に本学に提出している方は、提出不要です。不明な方は人事担当にお問い合わせください。

■振込口座の登録

学内アルバイト勤怠管理システムより振込口座の登録を行ってください。

システム URL : <https://it-chiba.kinmuu.com> または CIT ポータルのサイトリンクより

学内アルバイト勤怠管理システムへログインし口座情報を登録してください。

CIT ポータルの学生資料室の学生総合窓口のマニュアル・記入例に【学内アルバイト勤怠管理システムマニュアル 1.1】をご参考ください。

■問い合わせ先

総務部 (人事担当) 電話番号 : 047-478-0213 (直通)、 E-mail : jinji@chibatech.ac.jp